

## 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」 におけるこれまでの主な検討状況

### 1. 議論の進め方

- ・「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（以下「基準作業部会」という。）では、地方公共団体の財務書類の標準的な作成基準の設定について、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の「中間とりまとめ」を踏まえた実務的な検討を行う。
- ・検討にあたっては、これまでの各地方公共団体における取組実績、評価及び課題を踏まえ、原則として、再整理の必要なものを中心に議論を行う。
- ・その際、「中間とりまとめ」を踏まえ、財務書類のわかりやすさや既存の財務書類との継続性等に配慮の上、他の会計基準等も参考にしながら整理していくこととする。
- ・加えて、基準作業部会が、地方公共団体の実態や実務上の課題等を踏まえた検討を行うことを主眼としていることから、実務面での実施可能性という観点を重視することとする。

### 2. 検討スケジュール・進捗

開催回	開催(予定)	議題等
第1回	9月17日	・作業部会の運営方針等について ・検討項目(案)について ・議論の進め方及びスケジュール(案)について
第2回	10月3日	・【貸借対照表】各種資産の評価基準①、減価償却の取扱い 等
第3回	10月31日	・【貸借対照表】各種資産の評価基準②、各種引当金の取扱い 等
第4回	11月12日	・【貸借対照表】各種資産の評価基準③、総論関係(分類等) 等
第5回	11月27日	・【貸借対照表】各種資産の評価基準④、勘定科目 等
第6回	12月中旬	・【総論】財務書類の体系①、【貸借対照表以外】総論関係(表示区分)等
第7回	1月中旬	・【総論】財務書類の体系②、注記及び附属明細書等の取扱い 等
第8回	1月下旬	・これまでの検討事項の調整
第9回	2月下旬	・報告書骨子(案)について
第10回	3月下旬	・報告書(案)について

### 3. 主な検討項目の整理の方向性①(総論関係)

○全体に関わる部分であり、全ての検討項目を整理した上で、最終的に検討することとするが、基本的な考え方、構成については、現行モデルの記述を踏襲する。ただし、以下については、実務的な観点から見直す方向。

#### ①「財務書類の報告主体」：都道府県、市町村(特別区を含む)並びに一部事務組合及び広域連合

【考え方】一部事務組合及び広域連合について、(1)法人格があり財務の取扱いについて同様に地方自治法を根拠法としていること、(2)同様な事務を実施していること、(3)本基準において連結対象として整理すること、を踏まえて報告対象に追加

#### ②「財務書類の作成単位」：一般会計等をベース

【考え方】地方公共団体の財政の健全化に関する法律との整合性、実務面での負担を考慮

### ○その他、引き続き議論を要するもの

- ・「財務書類の一般原則(質的特性)」については、地方公会計は現金主義会計を補完するものとして整備するものであり、現行を踏まえた記載とするが、「財務書類の体系」の議論と併せて引き続き検討
- ・「財務書類の構成要素」については、「中間とりまとめ」を踏まえ、「資産、負債、純資産、費用、財源」としている。特に「財源」については、国の取扱いにならったものである一方、理解しにくいとの意見も多い。今後、「財務書類の体系」の議論と併せて引き続き検討

### 4. 主な検討項目の整理の方向性②(貸借対照表関係)

#### ①「表示形式(報告式又は勘定式)」：勘定式

【考え方】国や地方公営企業会計、企業会計(会社法)等の取扱いと平仄を合わせた方が理解しやすい

#### ②「資産・負債の分類(流動・固定又は金融・非金融等)」：金融資産・非金融資産【P】

【考え方】(1)地方公共団体の資産の多くはインフラ資産等の非金融資産であること  
(2)公的部門では流動比率については企業会計等と同様の分析が困難であり、単一科目を固定資産と流動資産に区分するための実務負担もあること

(3)国民経済計算(SNA)との整合性の確保が重要であること  
といった特性を踏まえると、これまでと同様に金融資産・非金融資産とするのが適当ではないか

#### ③「配列(流動性配列法又は固定性配列法)」：固定性配列法【P】

【考え方】資産と負債に関して、それぞれ固定資産と固定負債の占める割合が大きいため、これらをまず表示していくことが最も重要

- ④「有形固定資産の科目分類」：土地、建物等の「性質別」。ただし、実務的に有用性が高いとの意見を踏まえ、「(行政)目的別」についても附属明細等で表示【P】  
【考え方】国や地方公営企業会計、企業会計等の取扱いと平仄を合わせた方が理解しやすい。「(行政)目的別」については実務的な有用性が高いとの地方公共団体からの意見等を踏まえる
- ⑤「有形固定資産の評価基準」：別紙参照（「別紙4-2(補足②)」）
- ⑥「インフラ資産の区分」：インフラ資産の定義を「システム又はネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部又はすべてを有するもの」とする  
【考え方】現行の実務と定義付けの一部の不整合を是正し、国際公会計基準の考え方を踏まえた取扱い
- ⑦「有形固定資産の計上基準」：公有財産(地方自治法第238条第1項に規定するもの)及び物品(同法第239条第1項に規定するもの)。物品は、原則として取得価額が50万円以上のものとするが、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げない  
【考え方】現行をベースにしながら、物品については実務を踏まえ、金額基準について柔軟に対応
- ⑧「無形固定資産の評価基準」：原則として取得原価（現行通り）
- ⑨「基金の評価基準」：各資産の評価基準を適用（現行通り）
- ⑩「たな卸資産の評価基準」：原則として低価法（現行通り）
- ⑪「有価証券の評価基準」：満期保有目的の有価証券は償却原価、その他の有価証券で市場価格のあるものは市場価格、その他の有価証券で市場価格のないものは取得原価又は償却原価（いずれも減損会計(強制評価減)を適用）（現行通り）
- ⑫「出資金の評価基準」：市場価格のあるものは市場価格、市場価格のないものは出資金額（いずれも減損会計(強制評価減)を適用）（現行通り）
- ⑬「出捐金」：資産として計上（現行どおり(地方自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当する公有財産であること)）
- ⑭「固定資産の減損」：有用性と費用対効果を見極めた上で、今後の検討課題とする（売却可能資産との関係は別途整理）
- ⑮「減価償却の表示箇所」：「財務書類の体系」と併せて検討【P】
- ⑯「減価償却の計算方法」：現行どおり残存価値ゼロの定額法とし、原則として取得年度の翌年度からの開始とするが、使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない  
【考え方】地方公営企業会計の取扱いを踏まえた精査

- ⑰「減価償却に係る取替法」：別紙参照（「別紙5－2（補足）」）
- ⑱「減価償却累計額の表示（直接法又は間接法）」：原則として間接法  
【考え方】地方公営企業会計や企業会計等の取扱いとの整合性や、老朽化比率を表示することの有用性を踏まえた精査
- ⑲「貸倒引当金（回収不能見込額）」：現行どおり計上し、名称は「徴収不能引当金」  
【考え方】「貸倒」という用語がなじみにくいといった地方公共団体の声も勘案し、名称は社会福祉法人会計基準や学校法人会計基準の取扱いを参考に見直し
- ⑳「投資損失引当金」：計上【P】  
【考え方】(1) 第三セクター等の抜本的改革を促しているものの取組が十分に進んでいない地方公共団体もあること  
(2) 住民サービスや地域活性化の担い手である第三セクター等が今後とも求められる役割を十分に果たすためには引き続き第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要とされていることを踏まえ、計上する
- ㉑「賞与引当金」：法定福利費に係るものを含めて計上し、名称は「賞与等引当金」  
【考え方】地方公営企業会計の取扱いを踏まえた精査
- ㉒「退職給付（手当）引当金」：現行どおり計上し、名称は「退職手当引当金」  
【考え方】退職給付という表現はなじまないという地方公共団体の声を勘案
- ㉓「損失補償等引当金」：現行どおり計上【P】  
【考え方】(1) 計上要件を満たしていない場合もあるが、企業会計でも他の法律で計上義務付けられている引当金（例：湯水準備引当金）があること  
(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の将来負担比率における算定要素に考慮されているリスクの考え方を採り入れることも一定の有用性が見出されること  
(3) 第三セクター等の抜本的改革を促しているものの取組が十分に進んでいない地方公共団体もあること  
(4) 住民サービスや地域活性化の担い手である第三セクター等が今後とも求められる役割を十分に果たすためには引き続き第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要とされていることを踏まえ、引き続き計上する
- ㉔「未収金（税分と税以外の区分）」：債権の管理の重要性に鑑み、現年調定分と滞納繰越調定分を区分して計上。なお、税分と税以外の区分は附属明細等に表示（「②資産・負債の分類（流動・固定又は金融・非金融等）」と併せて検討）【P】

②⑤「売却可能資産」：定義を「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産又は売却が既に決定している若しくは近い将来売却が予定されていると判断される資産」とする。注記として記載【P】

【考え方】簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)に基づき、資産・債務改革に引き続き取り組むためには、明示していくことが必要

②⑥「リース資産」：ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理(ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は除く)

【考え方】地方公営企業会計の考え方にならい、実務負担を踏まえて再整理

②⑦「基金借入の取扱い」：基金残高と借入金残高を相殺処理して表示し、その内容を注記(現行通り)